

# 公益法人制度等に関するよくある質問(FAQ)

## 公益充実資金編

令和 7 年 9 月版

内閣府

## 【目次】

IV 法人の財務規律に関するもの.....	4
【中期的収支均衡】.....	4
問IV-1-① (収支に関する規律の切り替わり①) 令和6年の制度改正で「収支相償」が「中期的収支均衡」に見直され、過去の赤字の通算が可能と聞きますが、いつからの赤字の通算が可能ですか。.....	4
問IV-1-② (収支に関する規律の切り替わり②) 現行制度(収支相償)における黒字はどうなりますか。.....	4
また、第一段階と第二段階の関係についてもお願ひします。.....	4
問IV-1-④ (収支相償) 収支相償を計算した結果、収入が費用を上回って剩余金が出た場合はどうすればよいのでしょうか。また、この剩余金は遊休財産となるのでしょうか。....	6
問IV-1-⑤ (収支相償) 収支相償の剩余金解消計画は、必ず翌事業年度で解消するものが必要でしょうか。.....	9
問IV-1-⑥ (収支相償) 収支相償の剩余金が生じた場合に、公益目的保有財産としての金融資産の取得は認められますか。.....	11
問IV-1-⑦ (中期的収支均衡) 災害等に備えるための公益充実資金は設定できますか。....	12
問IV-1-⑧ (公益充実資金への移行) 現在設定している、公益目的事業についての特定費用準備資金等はどうなりますか。.....	12
問IV-1-⑨ (特定費用準備資金等) 公益目的事業以外の特定費用準備資金等はどうなりますか。.....	14
問IV-1-⑩ (公益充実資金) まだ認定されていない実施予定の事業を公益充実資金の目的とすることはできますか。.....	14
問IV-1-⑪ (公益充実資金) 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合、「特別の手続」が定められている必要がありますが、「特別の手続」とは具体的には何でしょうか。.....	14
問IV-1-⑫ (公益充実資金等) 公益目的事業に係る特定費用準備資金・資産取得資金は、令和6年公益法人会計基準を適用するまでは、公益充実資金ではなく、特定費用準備資金・資産取得資金のまま表示すればいいのでしょうか。.....	15
問IV-1-⑬ (公益充実資金等の口座管理) 公益充実資資金、特定費用準備金及び資産取得資金(本回答ではまとめて「公益充実資金等」という。)の口座の管理方法について、現在、1つの資金ごとに1口座開設して、別々に資金を管理しています。これらを1口座にまとめて管理することは可能でしょうか。.....	16
問IV-1-⑭ (公益充実資金・予備財産の情報開示) 公益充実資金及び公益目的事業継続予備財産は、法人自らが、インターネットその他適切な方法での情報開示が求められています。当法人はホームページを開設しておりません。他の適切な開示の方法について教えてください。.....	16

【公益目的事業比率】 .....	17
問IV- 2 -① (公益目的事業比率) 収益事業からの利益を全額公益目的事業に充てると定めた場合には、その収益事業を公益目的事業に含めて公益目的事業比率を計算することはできないのでしょうか。 .....	17
問IV- 2 -② (公益目的事業比率) 事業費と管理費への配賦や共通する経費の配賦は適正な基準により行うことですが、具体的にどのような基準であればよいのでしょうか。 .	17
問IV- 2 -③ (公益目的事業比率) 奨学金事業を行う法人の場合、貸付支出を事業費に含めないと、公益目的事業比率を充たせなくなってしまうのではないのでしょうか。 .....	18
【使途不特定財産】 .....	19
問IV- 3 -① (使途不特定財産額) 収支の変動に備えて積み立てている財政基盤確保のための募金（基金）、基本財産からの運用益を積み立てている運用財産、減価償却引当資産、建物の修繕積立金、土地取得のための積立金等は使途不特定財産となるのでしょうか。 .....	19
問IV- 3 -② (使途不特定財産額) 使途不特定財産額の計算方法について詳しく教えてください。 .....	21
問IV- 3 -③ (公益目的事業継続予備財産) 公益目的事業継続予備財産として、特定の財産を指定し、財産目録等で表示する必要がありますか。 .....	24
問IV- 3 -④ (控除対象財産) 控除対象財産についても、区分経理の影響はありますか。 ....	24
問IV- 3 -⑤ (使途指定のある寄附の取扱い) 寄附者の定めた使途がある公益目的事業に係る財産があるのですが、控除対象財産のうち、いわゆる1号財産又は6号財産のいずれに整理したらよいか分かりません。どのような考え方で整理したらよいのでしょうか。また、これらの財産から果実が生じる場合はどのように考えるのでしょうか。 .....	24
問IV- 3 -⑥ (使途指定のある寄附の取扱い) 過去にされた寄附で、指定が十分に明確ではない場合には、どのように対応すればよいでしょうか。確認作業が膨大となることが見込まれる場合や、寄附者が死亡している場合の対応方法も含め、教えてください。 .....	26
問IV- 3 -⑦ (使途指定のある寄附の取扱い) 使途が指定された寄附金について、対象となる事業が廃止され寄附者の意向確認ができない場合には、どのように対応すればよいでしょうか。 .....	27
問IV- 3 -⑧ (使途指定のある寄附の取扱い) 寄附者から、○○地方で3年に一度行われる伝統芸能行事を保存するための資金に使ってほしいとの使途の指定を受けて、当該資金の寄附を受けました。当社団では、従来から、当該資金を取り崩して、当該伝統芸能行事への助成財源に充てるとともに、法人運営の管理費の財源にも充ててきたところです。公益認定の申請に当たり、当該資金を指定寄附資金（交付者の定めた使途に充てるために保有している資金）に整理しようと思うのですが、この場合、当該資金を公益目的事業会計に係る部分と法人の運営に係る部分とに分けなければならないのでしょうか。 ....	29
問IV- 3 -⑨ (各財産について) 使途不特定財産規制における控除対象財産がありますが、これらと公益目的事業財産、公益目的事業継続予備財産との関係を教えてください。 ....	30

問III - 5 - ④（特定費用準備資金や資産取得資金の明細） 特定費用準備資金や資産取得資金の明細など、行政庁への提出が求められるものの、令和6年会計基準運用指針の附属明細書のひな型に掲載がないものがありますが、作成する必要がある場合、どのような対応になりますか。

答

特定費用準備資金や資産取得資金の明細など、令和6年会計基準運用指針の附属明細書のひな型に無いものに関しては、財務諸表等とは別に別表を作成し、事業報告に関する定期提出書類で提出することとなります（公益法人認定規則第46条第1項第9号及び第10号）。

#### IV 法人の財務規律に関するもの

##### 【中期的収支均衡】

問IV - 1 - ①（収支に関する規律の切り替わり①） 令和6年の制度改正で「収支相償」が「中期的収支均衡」に見直され、過去の赤字の通算が可能と聞きますが、いつからの赤字の通算が可能ですか。

答

新制度施行（令和7年4月1日）以降に開始する事業年度の赤字から通算可能です。4月1日～3月31日が事業年度の法人の場合、令和8年3月31日時点の決算で赤字があった場合に、その赤字を翌事業年度以降の黒字と通算することが可能です。

問IV - 1 - ②（収支に関する規律の切り替わり②） 現行制度（収支相償）における黒字はどうなりますか。

答

現行制度下での黒字（剰余金）については現行制度のルールで解消する（発生から2年で解消する）必要があります。そのため、新制度において事業拡大や公益目的保有財産の取得等に充てるなどして解消する必要があります（令和6年改正公益法人認定規則附則第2条。ガイドライン第5章第1節第1（2）④ウ）。

問IV - 1 - ③（収支相償） 収支相償を二段階でやる理由を教えて下さい。

また、第一段階と第二段階の関係についてもお願いします。

※令和6年改正法により収支相償が見直され、令和7年4月1日以降に開始する事業年度からは「中期的収支均衡」が適用されます。中期的収支均衡については、公益認定等ガイドライン第5章第1節第1を参照ください。

答

1 公益目的事業については、事業に係る収入はその実施に要する適正な費用を償う額を超えないことが定められているため（旧公益法人認定法

第5条第6号)、まず、第一段階として事業単位で収支を見ることが必要となります。しかし、必ずしも特定の事業に係る収支には含まれないものの、なお法人の公益活動に属する収支が存在するため、次の段階として法人の公益活動全体の収支を見ることとしたものです。その際には毎年度、その年に実際に受けた収入がかかった費用を必ず下回るようにすることは困難と考えられるため、収入が費用を上回った場合でも特定費用準備資金に積み立てることなどで費用とみなし、収支相償を満たすものと取り扱うこととしたものです。このような扱いをとることで、法人は財産を公益目的に現在使うか、将来使うかの選択が可能となります。

- 2 第一段階は具体的には、公益目的事業（公益目的事業のチェックポイントにおける事業の単位と同様の考え方に基づいて、事業の目的や実施の態様等から関連する事業もまとめたものを含む）を単位として、これに直接関連する収入（経常収益）と費用（経常費用）とを比較します。収入が費用を上回る場合には、当該事業に係る特定費用準備資金への積立て額として整理します。（なお、法人の行う事業が一つしかない場合には、第一段階を省略し、次の第二段階のみの判断とします。）
- 3 上記1で述べたように、公益目的事業のために法人が得る収入は、特に事業に関連付けられた経常収益に限りません。特定の事業に関連付けられていない経常収益（公益のためとして一般的に受ける寄附金等）も公益目的事業に適切に使用されているかを判断するため、第一段階の収支相償を満たした各事業に係る経常収益と経常費用に加え、次の段階として、公益目的事業の会計に属するその他の経常収益で各事業に直接関連付けられないものや、公益目的事業に係る特定費用準備資金への積立て額と取崩し額、更に収益事業等を行っている法人については、収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰入れる額も加えて収支を比較します。

問IV - 1 - ④（収支相償） 収支相償を計算した結果、収入が費用を上回って剩余金が出た場合はどうすればよいのでしょうか。また、この剩余金は遊休財産となるのでしょうか。

※令和6年改正法により収支相償が見直され、令和7年4月1日以降に開始する事業年度からは「中期的収支均衡」が適用されます。中期的収支均衡については、公益認定等ガイドライン第5章第1節第1を参照ください。

答

- 1 収支相償の計算においては、公益目的事業に係る収入と公益目的事業に要する費用を比較することになりますが、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしません。仮にある事業年度において収入が費用を上回る場合であっても、公益目的事業拡充等に充てるための特定費用準備資金として計画的に積み立てること等で、中長期的には収支が均衡することが確認されれば、収支相償の基準は充たすものとされます。
- 2 (1) 収支相償は二段階で判断され、まず、第一段階として各事業単位で収支を見ることになります（問IV-1-③参照）。第一段階において収入が費用を上回る場合には、その額はその事業の発展や受益者の範囲の拡充に充てられるべきものであり、当該事業に係る特定費用準備資金として計画的に積み立てることによって、収支相償の基準を充たすものとなります（旧ガイドラインI-5.(1)①参照）。
- (2) 当該事業に係る特定費用準備資金を積み立てた上でも、予想外の事情の変化等によって剩余金が生じる場合もあり得ます。このような場合でも、この剩余金が連年にわたって発生し続けるものではなく、当該事業を通じて短期的に解消される見込みのあるものであれば、収支相償の基準を充たすものとして弾力的に取扱うこともあり得ます（旧ガイドラインI-5.(4)②参照）。
- (3) 具体的には、剩余金が生じた理由及び当該剩余金を短期的に解消する具体的な計画について説明していただくことが必要です。この場合の短期的とは原則として翌事業年度ですが、その次の事業年度までかけて解消せざるを得ない場合には、その計画を説明していくことで収支相償の基準を充たすものとして取扱うこともあり得ます。また、この剩余金は当該事業において用いられるべきもので、翌事業年度の収支相償の計算では前事業年度の剩余金の額を当該事業に係る収入の額に加算していただくことになります。

- 3 (1) 第二段階では、第一段階の収支相償を充たす各公益目的事業に加え、必ずしも特定の事業に係る収支には含まれないものの、なお法人の公益活動に属する収支も加味し、法人の公益活動全体の収支を見ることになります。その際、収益事業等からの利益の 50%超を公益目的事業財産に繰入れる場合には、仮に収入が費用を上回っている場合であっても、特定費用準備資金への積立て等を加えた公益目的事業に関する全ての資金収支では不足分が生じていることが前提となっていますので、剰余金が生じることはありません。
- (2) 第二段階において収益事業等の利益の 50%を公益目的事業財産に繰入れる場合において、収入が費用を上回る場合には、その額は公益活動全体の拡大・発展に充てられるべきものですので、公益目的事業に係る特定費用準備資金として計画的に積み立てていただくことになります。ここで剰余が生じる場合において、公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金（資産取得資金）への積立てを行うか、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には、収支相償の基準を充たすものとして扱います。このような状況には、翌事業年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるよう、剰余金の具体的な処理方法を説明していただくことになります（旧ガイドライン I-5. (4)①）。

（注）第二段階において生じる剰余金には、第一段階で生じた剰余金があればその分も含まれていますので、第二段階における剰余金の処理の説明にあたり、この相当額については「当該金額については第一段階の説明のとおり」としていただくことで足ります。

- 4 遊休財産額の保有の制限との関係では、収入が費用を上回った場合でも、上回る額を公益目的保有財産の取得、特定費用準備資金や資産取得資金への積立てのように使途が定まった控除対象財産（旧公益法人認定規則第 22 条第 3 項）として整理している限りは遊休財産に該当しません。したがって、これらに該当しない剰余金の額は、遊休財産額の計算において控除の対象とはなりません。

参考 剰余金が発生した場合に必要な措置 特定費用準備資金を積み立てられない場合または特定費用準備資金を積み立てても剰余金が生じた場合には、次のいずれかの対応を取っていただく必要があります。

- （1）公益目的保有財産に係る資産取得資金への繰入れ 資産取得資金は、資金の目的である財産の取得又は改良が具体的に見込まれること、資金ごとに他の資金と区分して管理されていること、算定の根拠が公表されていることといった要件を充たす必要があります（旧公益法人認

定法施行規則第18条第3項から第5項まで及び第22条第4項)。

なお、資金の目的である財産は、公益目的保有財産に限られます。

- (2) 当期の公益目的保有財産の取得 取得する資産が金融資産の場合には、将来の公益目的事業を実施するために、当該公益目的保有財産を取得する必要性・合理性がある場合に限られます。  
過去に取り崩した公益目的保有財産への充当というだけでは、必要性があるとは認められません。

- (3) 翌事業年度における剰余金の解消についての説明原則として、翌事業年度において、事業の拡大や、対価の引下げを行うことにより剰余金と同程度の損失を出すことについて、具体的にご説明いただく必要があります。なお、事業の性質上、翌事業年度においては必ず剰余金と同程度の損失が生じることについて、具体的に説明できる場合には、そのような説明でも構いません。

(4) その他、個別の事情についての説明

- (1) から(3)のほか、事業の性質上特に必要のある場合には、個別の事情についてご説明いただくことも可能です(旧ガイドラインI-5.(4)①、②)。  
ただし、基本的に、過去に生じた赤字の補填、借入金の返済等については、剰余金の解消方策として認められません。

問IV - 1 - ⑤（収支相償） 収支相償の剩余金解消計画は、必ず翌事業年度で解消するものが必要でしょうか。

※令和6年改正法により収支相償が見直され、令和7年4月1日以降に開始する事業年度からは「中期的収支均衡」が適用されます。中期的収支均衡については、公益認定等ガイドライン第5章第1節第1を参照ください。

答

1 収支相償は、公益目的事業に係る収入と公益目的事業に要する費用を比較することになりますが、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしません。仮にある事業年度において収入が費用を上回る場合であっても、公益目的事業拡充等に充てるための特定費用準備資金として計画的に積み立てること等で、中長期的には収支が均衡することが確認されれば、収支相償の基準は充たすものとされます。

2 翌年度に費消する場合には、剩余金の発生年度の事業報告書の別表A（1）の「※第二段階における剩余金の扱い」欄に、翌事業年度における解消が実現可能であることが分かる程度に具体的な剩余金の解消計画の内容を記載することが求められます。特に、法人の事業費に比して多額の剩余金がある場合には、事業拡大の達成可能性の観点から具体的で現実的な資金の使い道（事業費の費目）について十分に説明して下さい。また、事後的には、解消計画に従って剩余金が解消されたことについて、説明を求められることもあります。

3 また、発生した剩余金が翌事業年度における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由がある場合（注1）

（注2）には、使い道についてしっかりと検討した上で、より計画的に資金を活用し、効果的に公益目的事業を実施することが、公益の増進を目的とする公益法人認定法の趣旨に沿うものと考えられます。

このため、次のア～ウを前提に、収支相償の剩余金解消計画の立案を1年延長する取扱いが認められます。なお、この場合において、行政庁は、必要に応じて特別の事情や合理的な理由、資金使途の内容等について確認することになります。

ア：事業報告書の別表A（1）の「※第二段階における剩余金の扱い」欄には発生した剩余金が翌事業年度における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由を示すとともに、剩余金の解消計画立案のための検討のスケジュールを具体的に示すことが求められる。

イ：翌事業年度に翌々事業年度の事業計画を提出する際に、機関決定された剩余金の解消計画を提出し、翌々事業年度において剩余金を

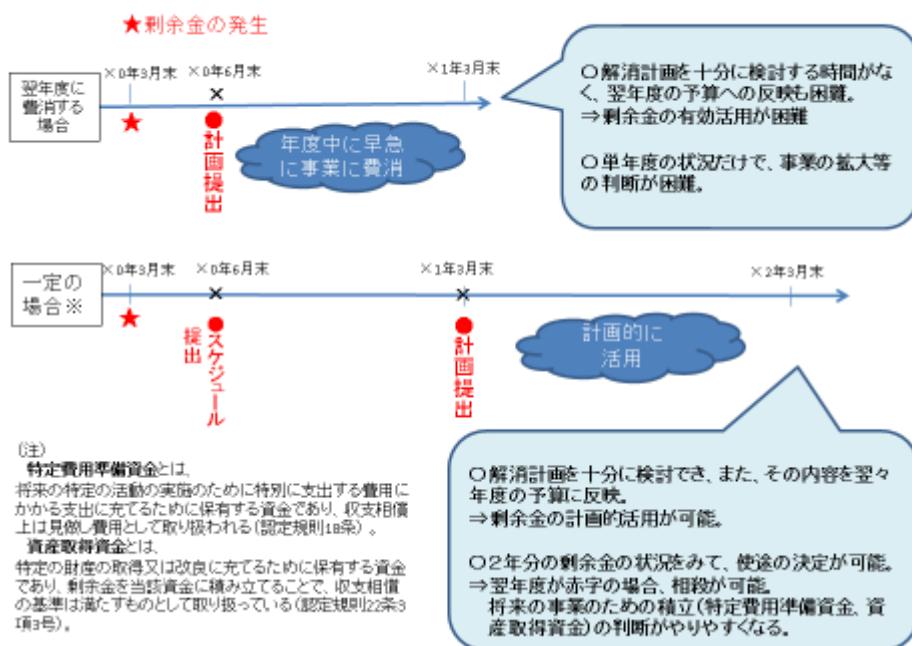
解消するまでの具体的な資金使途について説明することが求められる。なお、財務面から計画達成を担保するため、当該剰余金に見合う資金について、貸借対照表において特定資産として表示することが必要となる。

ウ：翌々事業年度の事業報告において、剰余金が解消計画に従って解消されたか否かについて、資金の使い道を説明することが求められる。

(注1) 合理的な理由とは、平年度における法人の事業規模に照らし、翌事業年度だけで剰余金を解消するには困難が伴うといった事情がある場合、例えば2年をかけて段階的に事業拡大を図ることが考えられます。

(注2) 事業が恒常的に相当の黒字を生む構造になっている場合は、合理的な理由には含まれません。

### 参考 収支相償の剰余金の取扱い



※ 一定の場合とは、特別な事情や合理的な理由がある場合をいう。

問IV - 1 - ⑥（収支相償） 収支相償の剰余金が生じた場合に、公益目的保有財産としての金融資産の取 得は認められますか。  
※令和6年改正法により収支相償が見直され、令和7年4月1日以降に開始する事業年度からは「中期的収支均衡」が適用されます。中期的収支均衡については、公益認定等ガイドライン第5章第1節第1を参照ください。

答

- 1 例えば、金融資産の運用益を財源として事業を行っている公益財団法人においては、公益目的保有財産としての金融資産を取得することが、事業 の拡大を図るために必要な措置であると考えられます。
- 2 しかし、金融資産の取得が無制限に認められる場合には、公益目的保有 財産の積み増しに伴って事業の拡大が適切になされなければ、内部留保を 無制限に積み増していく結果になり、収支相償や遊休財産額の保有 制限に 関する制度の趣旨を潜脱するおそれがあります。
- 3 このため、剰余金の解消のために公益目的保有財産としての金融資産を 取得することについては、合理的な理由がある場合に限って認められることとしています。審査に当たっては、例えば以下の①～④の内容を 確認することにより、金融資産を取得することの必要性と合理性について確認することになります。
  - ① 事業拡大に関して、実物資産ではなくて金融資産を取得して業務を拡 大する必要性が明確なこと
  - ② 事業拡大の内容は具体的になっており、それが事業計画等として法人 において機関決定等（理事会等の承認、決定）を受けていること
  - ③ 運用する金融資産について、その内容及びこれから生じる運用益の見 込額が妥当であること並びに運用益が事業拡大の財源として合理的に説 明できるものであること（拡大する費用と運用益のバランスが適当であ ること）
  - ④ その他、事業の財源として、剰余金を用いることについて望ましい理 由があること

問IV - 1 - ⑦（中期的収支均衡） 災害等に備えるための公益充実資金は設定できますか。

答

- 1 法人が地震等の災害時に当該法人の施設、事業所等の復旧、復興に充てるために積み立てる資金については、目的、時期、金額等の合理的な見積もりが難しいことから、公益充実資金の要件を満たすことは難しいものと考えられます（ガイドライン第5章第1（3）参照）。
- 2 災害等の備えとしては「公益目的事業継続予備財産」の保有が考えられます。災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な限度において「公益目的事業継続予備財産」を保有することが可能であり、公益充実資金ほどの具体性がなくとも、その必要性が合理的に説明できれば保有することが可能です（ガイドライン第5章第3（2）③参照）。

問IV - 1 - ⑧（公益充実資金への移行） 現在設定している、公益目的事業についての特定費用準備資金等はどうなりますか。

答

公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金（両資金）は廃止となり、それらは公益充実資金に移行します。そのため、新制度施行後に開始する最初の事業年度終了後の事業報告時の書類において、従前の定期提出書類に記載していた情報から必要な情報を公益充実資金の明細に記載し、提出してください。また、当該情報を法人自らでも公表する必要があります。

## 【現行様式】

事業番号	公 1	特定費用準備資金の名称 (貸借対照表科目名)	30周年記念大会準備資金
将来の特定の活動の名称	30周年記念大会		
当該活動の内容	当法人は、令和12年にX周年を迎えることから、××の普及啓発を図るため、毎年実施している大会よりも大規模(3倍程度の規模)の記念大会を実施する予定。大会の会場費、宣伝広告費等を準備する。		
計画期間(事業年度)	令和 5 年度 ~ 令和 12 年度 ( 8 年間 )		
当該活動の実施予定期	令和12年10月		
積立限度額の算定方法	同規模の20周年記念大会時の実績を基に、近年の毎年の大会の費用傾向を踏まえ、会場費●円、宣伝広告費●円、旅費交通費●円の合計額80000円を積立限度額とする。		
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)	なし		

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計上  
【計画全体】(経過年度は実測値を記載)

年度	利益の 繰入割合	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	年度末の積立限度額
5		10,000 円	0 円	10,000 円	80,000 円
6		10,000 円	0 円	20,000 円	80,000 円
7		10,000 円	0 円	30,000 円	80,000 円
8		10,000 円	0 円	40,000 円	80,000 円
9		10,000 円	0 円	50,000 円	80,000 円
10		15,000 円	0 円	65,000 円	80,000 円
11		15,000 円	0 円	80,000 円	80,000 円
12		円	80,000 円	0 円	0 円

## 【新様式】

### 【新別表A(5)－1(公益充実資金の明細)】

下表の水色欄( )を記載ください。黄色欄( )は自動計算されます。

#### 1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します。

前年度末					
各資金の明細	実施時期(年度)	所要額	残高		
30周年記念大会	費用	2030	80,000	円	円
				円	円

#### 2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該事業年度開始日(西暦)	2025/4/1
---------------	----------

本年度末					
前期末残高	取崩額(合計額)	取崩額のうち資産取得分以外	積立額	今期末残高	積立限度額
各資金の明細	実施時期(年度)	所要額	取崩額(毎別)		残高
30周年記念大会	費用	2030	80,000	円	円
				円	円

### 【新別表A(5)－2(公益充実資金の明細)】

A 費用	30周年記念大会
------	----------

特定の事業又は資産取得等の名称

当該活動の内容  
当法人は、令和12年にX周年を迎えることから、××の普及啓発を図るため、毎年実施している大会よりも大規模(3倍程度の規模)の記念大会を実施する予定。大会の会場費、宣伝広告費等を準備する。

計画期間(目的設定～実施)  
西暦 2023 年 4 月 ~ 2030 年 10 月 月数 ( 90 月 )

所要額の算定方法  
同規模の20周年記念大会時の実績を基に、近年の毎年の大会の費用傾向を踏まえ、会場費●円、宣伝広告費●円、旅費交通費●円の合計額80000円を積立限度額とする。

問IV - 1 - ⑨ (特定費用準備資金等) 公益目的事業以外の特定費用準備資金等はどうなりますか。

答

今回新設する公益充実資金は、公益目的事業に係る特定費用準備資金と資産取得資金が統合されるものであり、収益事業等又は法人運営に係る特定費用準備資金と資産取得資金はこれまでどおり残ることとなります。

問IV - 1 - ⑩ (公益充実資金) まだ認定されていない実施予定の事業を公益充実資金の目的とすることはできますか。

答

その時点で行政庁による変更認定を受けていない新規の事業であっても、申請を行政庁に出している、理事会で決定した計画等で事業内容を確認できるなど具体的に活動の実施が見込まれる場合には、公益充実資金の目的として、まだ認定されていない事業に係る活動を設定することも可能です（ガイドライン第5章第1節第1（3）参照）。

問IV - 1 - ⑪ (公益充実資金) 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合、「特別の手続」が定められている必要がありますが、「特別の手続」とは具体的には何でしょうか。

答

1 法人として予期せぬ事態に対応するための資金が必要になる場合、社会経済の変化等に対応して機動的に公益目的事業を実施するための資金が必要になる場合など、状況変化等に応じて、公益充実資金を目的とした公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩すことは、資金の有効活用の観点から妨げられるものではありません。

他方、公益充実資金は法人の意思で一度使途を決定し、財務規律における効果を持つことにもなることから、目的外で取り崩す場合について法人としての手續が定められていることが求められます。

2 例えば[公益充実資金の管理は、別途理事会で定める手続による]と定款で定め、目的外の取崩しをする際は理事会で決議する、ということが考えられます（ガイドライン第5章第1節第1（3）①ウ参照）。

問IV - 1 - ⑫（公益充実資金等） 公益目的事業に係る特定費用準備資金・資産取得資金は、令和6年公益法人会計基準を適用するまでは、公益充実資金ではなく、特定費用準備資金・資産取得資金のまま表示すればいいのでしょうか。

答

- 1 公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金は、令和6年公益法人会計基準の適用の有無に関わらず、令和7年4月1日の新公益法人制度施行後は、公益充実資金へ移行します。公益充実資金の貸借対照表の勘定科目や財産目録等における取り扱いには、新旧会計基準で相違があり、以下の通りです。  
2 平成20年公益法人会計基準での取り扱い 公益充実資金は、貸借対照表上、特定資産の部に計上し、財産目録において公益充実資金であることを明示する必要があります（認定規則第23条第1項第5号）。  
収益事業等及び法人会計に係る特定費用準備資金・資産取得資金の貸借対照表・財産目録上の取り扱いは従来と変わりません。
- 3 令和6年公益法人会計基準での取り扱い 公益充実資金は、貸借対照表上では現金預金等の形態別科目で表示し、貸借対照表の注記「資産および負債の状況」（又は財産目録）において公益充実資金であることを明示します。問IV - 6 - ⑯のとおり、公益充実資金は、財産目録（又は資産および負債状況）上では公益充実資金の総額を他の財産と分けて記載してあれば足ります。収益事業等及び法人会計に係る特定費用準備資金・資産取得資金は、貸借対照表上では現金預金等の形態別科目で表示し、貸借対照表の注記「資産および負債の状況」（又は財産目録）において、資金ごとに他の財産から分けて記載します。

問IV - 1 - ⑬（公益充実資金等の口座管理） 公益充実資資金、特定費用準備金及び資産取得資金（本回答ではまとめて「公益充実資金等」という。）の口座の管理方法について、現在、1つの資金ごとに1口座開設して、別々に資金を管理しています。これらを1口座にまとめて管理することは可能でしょうか。

答

公益充実資金等については、他の財産と明確に分けて管理する必要はあります（公益法人認定規則第23条第1項第5号、第31条第3項第2号及び第36条第4項）、銀行口座（又は証券口座・銘柄など）で分けることまでは求められていません。

したがって、公益充実資金等の口座管理については、引き続き、別々の口座で行っても構いませんし、1口座にまとめて管理することも問題ありません。

問IV - 1 - ⑭（公益充実資金・予備財産の情報開示） 公益充実資金及び公益目的事業継続予備財産は、法人自らが、インターネットその他適切な方法での情報開示が求められています。当法人はホームページを開設していません。その他の適切な開示の方法について教えてください。

答

公益充実資金及び公益目的事業継続予備財産は、その明細を事業報告時の書類として行政庁に提出する必要があります（公益法人認定規則第46条第1項第7号及び第8号）、加えて、その要件として、法人自らが、インターネットその他適切な方法でその明細を公開することが求められています（公益法人認定規則第23条第1項第2号及び第37条第3項。ガイドライン第5章第1節第1（3）①及び同節第3（2）③参照）。

情報開示の方法としては、インターネットを利用し、法人のホームページへ掲載することが原則と考えられますが、法人のホームページがないなど、それが難しい場合には、公衆の見やすい場所に掲示することが想定されます。

## 【公益目的事業比率】

問IV - 2 - ① (公益目的事業比率) 収益事業からの利益を全額公益目的事業に充てると定めた場合には、その収益事業を公益目的事業に含めて公益目的事業比率を計算することはできないのでしょうか。

答

法人の行う個々の事業が公益目的事業となるかどうかは、不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの（公益法人認定法第2条第4号）などの要件に照らして判断され、その事業から上がる利益をどのように使うかは関係がありません。したがって、利益を全額公益目的事業に充てることを定めたとしても、その定めをもって事業に公益性が備わることはなく、そういった使途の定めをもって収益事業を公益目的事業に含めて公益目的事業比率を計算することはできません。

問IV - 2 - ② (公益目的事業比率) 事業費と管理費への配賦や共通する経費の配賦は適正な基準により行うことですが、具体的にどのような基準であればよいのでしょうか。

答

1 公益目的事業比率の計算で用いる公益実施費用額、収益等実施費用額及び管理運営費用額は、損益計算書に計上される事業費及び管理費を基礎に算定しますが、この損益計算書上の事業費、管理費はそれぞれ

- (1) 事業費：当該法人の事業の目的のために要する費用
- (2) 管理費：法人の事業を管理するため、毎事業年度経常的に要する費用

と定義しています（ガイドライン第5章第2（3）参照）。例えば、管理者の人事費であっても、事業との関連性に応じて事業費に配賦することができます。以下に挙げているような費用は、適正な配賦基準のもとで事業費に算入することができます。

(事業費に含むことができる費用の例示) 専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人事費は、公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができます。管理部門（注）で発生する費用（職員の人事費、事務所の賃借料、光熱水費等）は、事業費に算入する可能性のある費用であり、法人の実態に応じて算入することができます。

（注）管理部門とは、法人本部における総務、会計、人事、厚生等の業務を行う部門をいいます。

2 事業費と管理費に共通して発生する費用をどのように事業費と管理費に配賦するかについては、例えば以下のような配賦基準が考えられますが、これ以外に適当と判断した基準があればそれを採用していただいて構いません。いずれにせよ過去の活動実績、関連費用のデータなどから法人において合理的と考える程度の配賦割合を決めてもらえばよく、その算定根拠を詳細かつ具体的に記載することは求めていませんし、法人においてデータ採取等のために多大な事務負担をかけていただくことはありません。

配賦基準	適用される共通費用
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

3 なお、この事業費、管理費への配賦の問題ではありませんが、理事、使用人等に対する不相当な福利厚生費その他の支出は、剩余金の分配を行わないという非営利法人としての性質（一般社団・財団法人法第11条第2項）を潜脱し、特別の利益の供与（公益法人認定法第5条第3号）として認定基準に抵触する可能性があることに注意する必要があります。

問IV - 2 - ③（公益目的事業比率） 奨学金事業を行う法人の場合、貸付支出を事業費に含めないと、公益目的事業比率を充たせなくなってしまうのではないかでしょうか。

答

1 公益法人は公益目的事業の実施を主たる目的とすることから（公益法人認定法第5条第1号）、法人の全事業規模に占める公益目的事業の規模は過半を占める必要があります。事業規模を計る指標として公益目的事業比率が定義され、その算定にあたっては費用で計ることが定められています（公益法人認定法第5条第8号及び第15条）。

2 奨学金事業の場合、奨学金の募集、審査、貸出し、債権管理、回収までの奨学金事業の全サイクルにわたり発生する人件費、事務経費その他諸経費は、奨学金事業に係る事業費と考えられます。また管理費と共に通する経費については、適正な基準で事業費に配賦することができます（公益法人認定法施行規則第32条、ガイドライン第5章第2（3）参照）。奨学金の貸出についても貸付支出が行われた時点では当該貸付額は費用とはなりませんが、貸倒損失が発生すれば費用となります。

3 また、無利子又は低利による貸付けをしている場合は、当該貸付金と同額の資金の借入れをして調達した場合の利率（前事業年度末の市場貸出金

利) により計算した利子の額と、当該貸付けに係る利率により計算した利子の額の差額をみなし費用として計算し、公益目的事業比率に算入することも可能です（公益法人認定規則第 28 条、ガイドライン第 5 章第 2 (3) 参照）。

4 このような費用を算定することにより、奨学金事業においてもその事業規模を適切に公益目的事業比率に反映させることが可能と考えます。

### 【使途不特定財産】

問IV - 3 - ① (使途不特定財産額) 収支の変動に備えて積み立てている財政基盤確保のための募金（基金）、基本財産からの運用益を積み立てている運用財産、減価償却引当資産、建物の修繕積立金、土地取得のための積立金等は使途不特定財産となるのでしょうか。

答

1 使途不特定財産となるかどうかは、財産に付けられる名前によってではなく、財産の用途によって判断されることになります。公益法人認定法においては、法人の資産から負債を控除した純資産の中で、次の控除対象財産（公益法人認定規則第 36 条第 3 項）の要件に合致する財産に相当するものは使途不特定財産額には含まれません。

- ① 公益目的保有財産（継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産）
- ② 法人活動保有財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務や活動に継続的に使用している公益目的事業財産以外の財産）
- ③ 公益充実資金
- ④ 資産取得資金
- ⑤ 特定費用準備資金
- ⑥ 指定寄附資金（寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金）

2 基本財産からの運用益を積み立てている運用財産は、単に積み立てているだけでは、上記のいずれにも該当しないため使途不特定財産額に含まれます。運用益を管理業務に充てるため又は公益目的事業に充てるために保有する金融資産として、適正な範囲に限った上で、それぞれ上記①又は②の財産として貸借対照表の注記や財産目録に表示するものは、使途不特定財産額には入りません（ガイドライン第 5 章第 1 節第 3 (2) ①ア及びイ参照）。

また、予備費などの将来の単なる備えや資金繰りのために保有してい

る資金も使途不特定財産に含まれます。将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる財政基盤確保のための資金（基金）は、過去の実績や事業環境の見通しを勘案して、活動見込みや限度額の見積もりが可能など、③の要件を満たす限りで、使途不特定財産額からは除外されます。

3 減価償却引当資産、建物の修繕積立金、土地取得のための積立金は、特定の財産の取得又は改良に充てるための上記③又は④の要件を満たしていれば、使途不特定財産額には含まれません。

問IV - 3 - ② (使途不特定財産額) 使途不特定財産額の計算方法について詳しく教えてください。

答

- 1 使途不特定財産額は、その法人の純資産額（資産の額－負債の額）から控除対象財産（使途の定めがある財産として公益法人認定規則第36条第3項に列挙されている財産。ただし、対応する負債の額を除く）を差し引いた残額です。ここでは控除対象財産から対応する負債の額を控除する計算方法について説明します。
- 2 まず、控除対象財産から対応する負債を除く計算をするのは、借入金等によって資産を取得しているような場合には、負債が二重で減算されることになってしまうからです。例えば法人の総資産500、総負債200、控除対象財産200のうち100は借入金で取得、他の資産は全て目的の定めがない資金として保有しているといった下記の例の場合、対応負債である借入金を考慮しないで遊休財産額を計算すると、

$$\begin{array}{rccc} \text{総資産} & \text{総負債} & \text{控除対象財産} \\ 500 & - 200 & - 200 = 100 \end{array}$$

となり、目的の定めのない資金を200保有しているという実態から離れた結果になります。したがって控除対象財産から対応する負債の額を除くことによって、

$$\begin{array}{rccc} \text{総資産} & \text{総負債} & \text{控除対象財産} & \text{対応負債} \\ 500 & - 200 - (200 - 100) & = 200 \end{array}$$

となり、負債の二重控除を排除することになります。

貸借対照表

目的の定めのない資金 (使途不特定財産額)  300	借入金  200
	純資産額
控除対象財産  200	300

- 3 公益法人認定規則第36条に定める対応負債の額は、上記の例による控除対象財産に直接対応する負債と、資産との対応関係が明らかでないその他の負債のうち控除対象財産に係る負債と認められるものを合計した額としています。これらを踏まえ、具体的な計算例を示すと次のとおりです。

貸借対照表

資産	金額	負債・純資産	金額
流動資産		負債	
現金預金	40	未払金	20
固定資産		借入金	40
有形固定資産		その他	20
土地	80	賞与引当金	20
建物	40	負債合計	100
その他固定資産		純資産	
その他	90	指定純資産	70
		一般純資産	80
資産合計	250	負債・純資産合計	250

※ 控除対象財産は公益目的保有財産とした土地及び建物

資産の各科目との対応関係が明らかな負債の額

$$\left. \begin{array}{l} \text{未払金は翌期首に現金預金から支払うもの} \\ \text{借入金は次の資産の取得に充てている} \\ \text{(建物 10、その他資産 30)} \end{array} \right\} \text{控除対象財産に応する負債}$$

### 《個別対応方式》 (認定規則第36条第7項)

まず、控除対象財産と個別の対応関係が明らかな負債を特定する。控除対象財産より、負債との個別の対応関係が明らかな額と指定正味財産から充当される額とを控除した財産額の中には、資産の各科目との対応関係が明らかでない負債に係るもののが含まれるが、これを資産の各科目との対応関係が明らかでない負債の額と一般正味財産額との割合に基づいて算出する。

資 産      負 債      控除対象財産 (A)      対応負債 (B)      使途不特定財産額

$$250 - 100 - (120 - 18) = 48$$

対応負債 (B)      控除対象財産に対応する負債      控除対象財産 (A)      控除対象財産に対応する負債      指定純資産

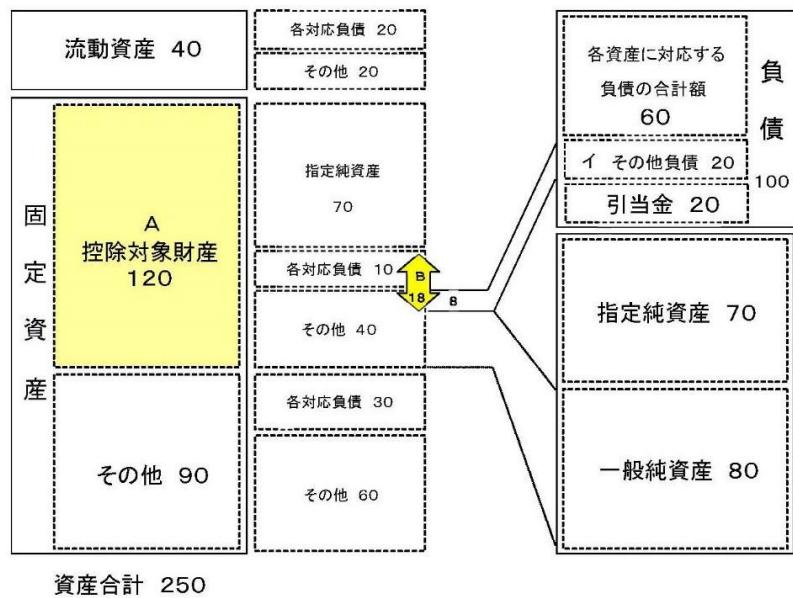
$$18 = 10 + (120 - 10 - 70) \times$$

負債      引当金

各資産に対応する負債の合計額

一般純資産

$$\{\varnothing 100 - 20 - (20 + 10 + 30)\} / (\varnothing + 80)$$

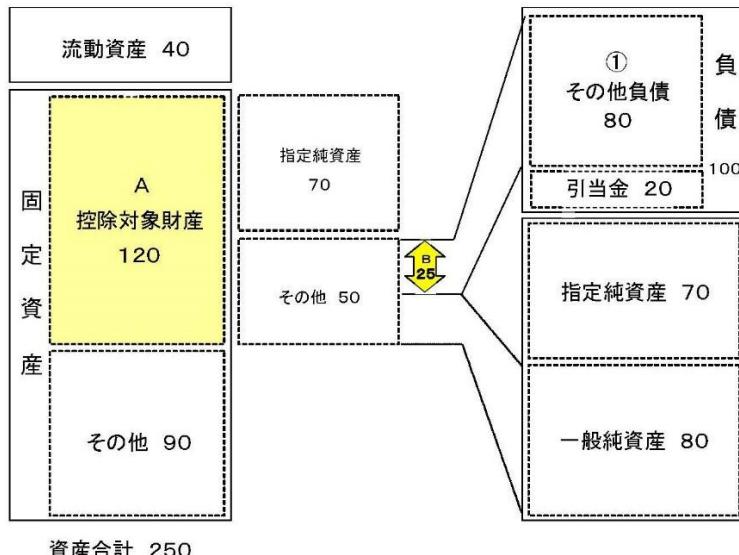


### 《簡便方式》（認定規則第36条第8項）

控除対象財産と個別の対応関係がある負債を特定する作業は行わない。控除対象財産より、指定正味財産から充当される額を控除した財産額の中には負債に係るものが含まれうるが、これを負債の額と一般正味財産額との割合に基づいて算出する。

$$\begin{array}{lllll} \text{資産} & \text{負債} & \text{控除対象財産 (A)} & \text{対応負債 (B)} & \text{使途不特定財産額} \\ 250 - 100 - (120 - 25) & & & & = 55 \end{array}$$

$$\begin{array}{cccccc} \text{対応負債 (B)} & \text{控除対象財産 (A)} & \text{指定純資產} & \text{負債} & \text{引当金} & \text{一般純資產} \\ 25 & = & (120 - 70) \times \frac{(100 - 20)}{(100 + 80)} & & & \end{array}$$



問IV - 3 - ③（公益目的事業継続予備財産） 公益目的事業継続予備財産として、特定の財産を指定し、財産目録等で表示する必要がありますか。

答

公益目的事業継続予備財産は、その額を使途不特定財産額の算定において考慮するものであり、財産「額」の概念であることから、特定の財産を指定することはありません。

問IV - 3 - ④（控除対象財産） 控除対象財産についても、区分経理の影響はありますか。

答

令和6年の制度改革により公益法人は原則区分経理を行うことが求められるようになるため、今後控除対象財産についても、会計別に帰属を明らかにする必要があります。

問IV - 3 - ⑤（使途指定のある寄附の取扱い） 寄附者の定めた使途がある公益目的事業に係る財産があるのですが、控除対象財産のうち、いわゆる1号財産又は6号財産のいずれに整理したらよいか 分かりません。どのような考え方で整理したらよいのでしょうか。また、これらの財産から果実が生じる場合はどのように考えるのでしょうか。

答

寄附者の使途の指定の内容を確認の上、基本的には以下ののような考え方を参考に整理してください。

ただし、実際には多種多様な事例が考えられ、以下の考え方が直接当てはまらない場合も考えられることから、個々の具体的な事例に即して判断することとなります。

1 寄附者から取得した財産自体を費消するか否かで整理します。

① 寄附者により、当該財産の運用益を具体的な公益目的事業の財源に充てる旨の指定がかけられている場合

通常は1号財産（公益目的保有財産）に該当します。1号財産は、継続して公益目的事業のために使用しなければならないこととされています。この場合、運用益を具体的な公益目的事業の財源に充てる旨の指定がかけられているため、その元本は、継続して公益目的事業のために使用するものということができることから、通常は1号財産に該当します。

（注）令和7年4月1日前の制度では、認定後に寄附者から取得した財産は、不可欠特定財産や法人自らが公益目的に使用すると定めた場合を除き、公益目的保有財産とはなりま

せんでしたが、制度改正後は、財産取得のタイミングに寄らず、その財産の性質に着目することとされ、認定後に取得した財産であっても、寄附者により、当該財産の運用益を具体的な公益目的事業の財源に充てる旨の指定がかけられている場合、当該財産は公益目的保有財産と整理されます。

- ② 寄附者により、当該財産の元本を取り崩して、具体的な公益目的事業の財源に充てる旨の指定がかけられており、元本の全部又は一部が残存している場合

6号財産（指定寄附資金）に該当します。当該財産の元本の全部又は一部が取り崩されずになお残っている場合、その残っている元本は、交付者の定めた使途に充てるために保有している資金に当たるものということができることから、6号財産に整理します。

2 1号財産及び6号財産から生じる運用益については、寄附により受け入れた財産そのものではないため1号財産及び6号財産には該当せず、一般純資産の部に計上されます。当該運用益を控除対象財産としたい場合、公益充実資金として積み立てを行うことが考えられます（当該運用益について、寄附者からの使途の指定がある場合、それに沿った公益充実資金の目的設定が必要になります。）。

なお、令和6年の制度改正施行（令和7年4月1日）前に、寄附によって受け入れた財産から生じた果実であって、寄附者からの使途の指定があり、相当の期間内に費消される見込みがあるものについては、控除対象財産（旧公益法人認定規則第22条第3号第6号）と整理されており、そのように整理された財産は、引き続き指定寄附資金に区分することができますが、同号の規定に基づき相当の期間内に費消する必要があります。

問IV - 3 - ⑥（使途指定のある寄附の取扱い） 過去にされた寄附で、指定が十分に明確ではない場合には、どのように対応すればよいでしょうか。確認作業が膨大となることが見込まれる場合や、寄附者が死亡している場合の対応方法も含め、教えてください。

答

- 1 過去にされた寄附であって、寄附契約書の記載が十分でない場合は、寄附の際の募集要項や、寄附当時の理事会等の議事録その他寄附者の意思が確認できる文書を通じて使途の確認を行っていただく必要があります。
- 2 寄附者の意思を確認できる文書が無かったり、当該文書を探し出すのに膨大な作業が発生したりするような場合、あるいは寄附者の死亡により確認が困難であることなども考えられます。寄附者が生存している場合には、改めて当該寄附者の意思を確認するか、寄附者が亡くなっている場合には、当該寄附者の意思を関係者に聴くことによって、使途を明確化することができるときは、当該寄附者の意思により明確に使途に制約がかけられているとみなしても差し支えないものと考えられます。または、既に定められている法人内部の寄附金に関する規程等によって寄附者の意思の範囲内で寄附金を目的別に配分することができるときには、当該寄附者の意思により明確に使途に制約がかけられているものとみなしても差し支えないものと考えられます。その場合には、法人におけるこれまでの当該寄附の取扱いから、寄附者の意思を合理的に推定できる場合には、理事会での確認等をもって、使途の確認に代替できると考えられます。
- 3 また、審査に当たっては、寄附者の意思が確認できる文書、使途の確認の代替手段としての理事会の議事録等を提出していただくことがありますので、御留意ください。

問IV - 3 - ⑦（使途指定のある寄附の取扱い） 使途が指定された寄附金について、対象となる事業が廃止され寄附者の意向確認ができない場合には、どのように対応すればよいでしょうか。

答

1 寄附者から使途が指定された寄附金の対象事業について、長年実施してきたが時代のニーズに合わなくなったとして法人の経営判断により廃止したり、その他法人の責めによらない事情で廃止したりするような場合があります。指定寄附資金が控除対象財産として正当に位置づけられるためには、当該資金が相当期間内に費消されることが求められるところ、そのままで当該資金は使途不特定財産となります。

そのような場合、寄附者に他の使途を指定するよう求めることが考えられますが、寄附者の死亡や、関係者（相続人等）の存在が確認できない等の理由により、法人が手段を尽くしても当該寄附金の新たな使途指定の意向を確認できないことも考えられます。

2 使途が指定された寄附金の法的性格として次の整理が考えられます。

① 使途が指定された寄附金を「使途として指定された公益目的事業Aが存在するにもかかわらず、A以外に使用すること」を解除条件とする解除条件付贈与（民法第127条）として受け取ったと考え、Aの廃止により、解除条件が事後的に不能になり、結果として条件が消滅した（民法第133条第2項）。

② 当該寄附金を「Aに使用すること」という負担が付いた負担付贈与（民法第553条）として受け取ったと考え、Aの廃止により、Aに使用することが不可能になった。

③ 使途がAに指定されたとされる寄附金であっても、実質的には使途の希望の表明に過ぎない。

いずれかの法的性格があるとして寄附金を扱うことにより、寄附者等の意図を合理的に推定してAに近い他の使途に用いることは排除しないと解することができると考えられます。

3 上記1のような場合、当該寄附金について、寄附者の合理的意思として上記2のいずれかのように性格付けできるときには、機関決定の上、令和6年公益法人会計基準を適用する場合にあっては、「やむを得ない事情による振替」として、貸借対照表の注記「純資産間の振替額」に記載し、指定純資産から一般純資産に振り替えることが、平成20年会計基準を適用する場合にあっては、「使途の指定の解除」として、正味財産増減計算書（内訳表）において、指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振り替え、当該寄附金相当額については、公益充実資金に積み立てる等もできると考えられます。

4 なお、上記はあくまでも一例であり、法人において諸々の事情を考慮し適切に判断していただくことが必要です。

また、今後、使途が指定された寄附金を新たに受け取る際、指定された使途に使用できなくなった場合の取扱いも事前に当事者間で明確にしておくことが推奨されます。

（参照条文：民法）

（条件が成就した場合の効果）

第 127 条 停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。

2 解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。

（不能条件）

第 133 条 不能の停止条件を付した法律行為は、無効とする。

2 不能の解除条件を付した法律行為は、無条件とする。

（負担付贈与）

第 553 条 負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を準用する。

問IV - 3 - ⑧（使途指定のある寄附の取扱い） 寄附者から、〇〇地方で3年に一度行われる伝統芸能行事を保存するための資金に使ってほしいとの使途の指定を受けて、当該資金の寄附を受けました。当社団では、従来から、当該資金を取り崩して、当該伝統芸能行事への助成財源に充てるとともに、法人運営の管理費の財源にも充ててきたところです。公益認定の申請に当たり、当該資金を指定寄附資金（交付者の定めた 使途に充てるために保有している資金）に整理しようと思うのですが、この場合、当該資金を公益目的事業会計に係る部分と法人の運営に係る部分とに 分けなければならないのでしょうか。

答

- 1 御質問の社団のように、現在実質的に公益目的事業と法人運営の管理財源の両方に充てている資金は、そのままでは公益目的事業財産とそれ以外の財産に区分されていないことになります。仮に当該資金全体を公益目的事業財産として整理すると、原則として管理費に使用することはできません。
- 2 したがって、当該資金については、公益目的事業に係る部分と法人の運営に係る部分とに区分する必要があります。
- 3 公益目的事業財産とそれ以外の財産との区分けについては、公益目的事業のうち伝統芸能行事保存のための事業に利用される部分と、法人の管理運営の財源とする部分とを分割することについて、寄附者等の意思を確認（寄附者等の死亡により確認が困難な場合には、法人におけるこれまでの当該寄附の取扱いから寄附者等の意図を合理的に推定）した上で、それぞれに指定寄附資金として整理する必要があります。

（注）公益法人においては、公益目的事業財産という財産区分があります。公益目的事業財産は、公益目的事業に使用しなければなりません（公益法人認定法第18条本文）。

このため、公益目的事業に使用する財産とそれ以外の事業や管理費に使用する財産とは区分しておく必要があります。

問IV - 3 - ⑨（各財産について） 使途不特定財産規制における控除対象財産がありますが、これらと公益目的 事業財産、公益目的事業継続予備財産との関係を教えてください。

答

- 1 公益法人が安定した法人運営を継続できるようにしつつ、公益目的事業の実施とは関係なく過大な財産を法人内部に蓄積しないよう、「使途が特定されてない財産」の保有について制限を設けています。公益法人認定法では、この使途が特定されていない財産を、使途不特定財産と定義し、具体的には、公益目的事業その他の事業等に現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産を指すこととしています。したがって、公益目的事業だけではなく、収益事業等や法人運営に係る財産についても、それらのために現に使用されておらず、今後も使用する見込みのない財産については、使途不特定財産となり、保有制限の対象となります（ガイドライン第5章第3（1）参照）。
- 2 各事業年度の使途不特定財産の額は、法人が保有する全ての財産の額から、負債（基金を含む）の額、控除対象財産（対応負債を除く）の額、公益目的事業継続予備財産の額を控除した額で算出されます。（ガイドライン第5章第3（2）参照）
- 3 控除対象財産とは、①公益目的保有財産、②法人活動保有財産、③公益 充実資金、④資産取得資金、⑤特定費用準備資金、⑥指定寄附資金があります。①公益目的保有財産とは、公益法人が公益目的事業のために受け取った寄附金、補助金、事業収入等の全ての財産である公益目的事業財産のうち、継続して公益目的事業の用に供するものをいいます。そのため、公益目的事業財産でも、使用実態に鑑み、継続的に公益目的の用に供されていない場合や特定の目的、使途が定まっていない場合には、使途不特定財産となる可能性もあります（ガイドライン第5章第3（2）①参照）。
- 4 公益目的事業継続予備財産とは、公益目的事業財産のうち、災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な限度において保有する必要があるものを指します。そのため、公益目的事業財産であって、災害等の予見し難い事由に対応するためにその保有の必要性があれば、一定の限度額の下に公益目的事業継続予備財産として保有することが可能であり、上記2のとおりその額が使途不特定財産額の算定上控除されます（ガイドライン第5章第3（2）③参照）。